

[別紙1]

鳥取県県外生徒のふるさとファミリー登録促進 事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出
(ふるさとファミリー(下宿受入先)と
県外生徒の間の下宿契約の締結前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが
できます。

3. 事業開始 (入居契約締結)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 実績報告書提出
(入居契約締結・中止・廃止から20日以内もしくは
交付決定を受けた翌年度の4月20日のいずれか早い日まで)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

5. 補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先 教育委員会事務局事務局高等学校課
鳥取県鳥取市東町1丁目271番地
0857-26-7517 koutougakkou@pref.tottori.lg.jp